

令和8・9年度 物品等入札参加資格審査申請の提出書類一覧

提出書類の名称		法人	個人
1	年間委任状 注 本市との入札・契約等に関する権限を営業所等に委任する場合のみ提出してください。	△	△
2	使用印鑑届	○	○
3	個人住民税特別徴収実施申告（誓約）書 注 香美市内に本店を有する者のみ提出してください。	△	△
4	暴力団排除に関する誓約書及び照会承諾書（香美市様式） 注 登記事項証明書の役員（監査役を除く。）及び年間委任状の代理人を記載してください。	○	○
5	登記事項証明書 注 審査基準日の3か月以内に発行されたものを提出してください。	○	×
6	身分証明書	×	○
7	印鑑証明書 注 審査基準日の3か月以内に発行されたものを提出してください。	○	○
8	法人都民税・法人事業税の納税証明書 注1 東京23区に主たる営業所を有する者のみ提出してください。 注2 「納税証明書」とは、現に滞納がない旨を証する証明書をいいます。 注3 市町村税の納税証明書は提出不要です。 注4 審査基準日の3か月以内に発行されたものを提出してください。	△	△
9	市町村税の納税証明書 注1 「納税証明書」とは、現に滞納がない旨を証する証明書をいいます。 注2 本店が所在する市町村で発行されたものを提出してください。 注3 年間委任状を提出される場合は、委任先営業所等が所在する市町村で発行されたものを併せて提出してください。 注4 審査基準日の3か月以内に発行されたものを提出してください。	○	○
10	都道府県の納税証明書 注1 「納税証明書」とは、現に滞納がない旨を証する証明書をいいます。 注2 本店が所在する都道府県で発行されたものを提出してください。 注3 年間委任状を提出される場合は、委任先営業所等が所在する都道府県で発行されたものを併せて提出してください。 注4 審査基準日の3か月以内に発行されたものを提出してください。	○	○
11	国税の納税証明書 注1 「納税証明書」とは、現に滞納がない旨を証する証明書をいいます。法人の場合は様式その3の3又はその3（税目に「消費税及び地方消費税」を含むもの）、個人の場合は様式その3の2又はその3（税目に「消費税及び地方消費税」を含むもの）を提出してください。 注2 審査基準日の3か月以内に発行されたものを提出してください。	○	○
12	直近の確定申告書	×	○
13	その他（営業資格・許可、代理店、特約店の証明書等） 注 営業にあたり資格、許可等を必要とする場合は、許可証を提出してください。	△	△

- 備考
- 法人欄及び個人欄について、「○」は必須、「△」は該当する場合に必須、「×」は不要であることを示しています。
 - 提出書類は、電子データ（PDFファイル）で提出してください。
 - 提出書類に記載された個人情報、入札参加資格審査の目的以外には使用しません。
 - 提出書類の記載にあたっては、誤記や記載漏れがないように正確に記入してください。
 - 提出書類の訂正は、二重線を引き、実印で訂正のうえ、その上段に記載してください。（修正液や修正テープは使用しないでください。）ただし、委任状（委任事項の抹消に関するものを除く。）、官公庁が発行する証明書の訂正は不可とします。
 - 「実印」は、印鑑証明書で証明されている実印を押印してください。「印」は、使用印を押印してください。

令和8・9年度 物品等入札参加資格変更申請の提出書類一覧													
提出書類の名称		変更事項											
		商号	代表者	本店住所	営業所		委任先住所	受任者	印鑑		役員	営業種目	合併・吸収
					名称	住所			実印	使用印			
1	年間委任状 注1 本市との入札・契約等に関する権限を営業所等に委任する場合のみ提出してください。 注2 受任者の印鑑（使用印）を変更する場合は、提出してください。 注3 代表者の職名のみを変更する場合は、提出不要です。 注4 受任者の変更は、職名のみを変更する場合であっても提出してください。		○			○	○	○	○	○			
2	使用印鑑届								○	○			
3	暴力団排除に関する誓約書及び照会承諾書（香美市様式） 注 登記事項証明書の役員（監査役を除く。）若しくは年間委任状の代理人又はその両方に変更がない場合は、提出不要です。		○					○			●		
4	登記事項証明書 注1 審査基準日の3か月以内に発行されたものを提出してください。 注2 代表者の職名のみを変更する場合は、提出不要です。	●	●	●							●		
5	印鑑証明書 注 審査基準日の3か月以内に発行されたものを提出してください。								○				
6	法人都民税・法人事業税の納税証明書 注1 「納税証明書」とは、現に滞納がない旨を証する証明書をいいます。 注2 市町村税の納税証明書は提出不要です。 注3 審査基準日の3か月以内に発行されたものを提出してください。 注4 東京23区内の移転に係る変更申請は提出不要です。			○		○							
7	市町村税の納税証明書 注1 「納税証明書」とは、現に滞納がない旨を証する証明書をいいます。 注2 審査基準日の3か月以内に発行されたものを提出してください。 注3 同一市町村内の移転に係る変更申請は提出不要です。			○		○							
8	都道府県税の納税証明書 注1 「納税証明書」とは、現に滞納がない旨を証する証明書をいいます。 注2 審査基準日の3か月以内に発行されたものを提出してください。 注3 同一都道府県内の移転に係る変更申請は提出不要です。			○		○							
9	合併契約書 注1 入札参加資格者名簿に登録されている者が吸収合併する場合は、消滅会社・存続会社の別を問わず、提出してください。 注2 入札参加資格者名簿に登録されている者が吸収合併により消滅会社となる場合は、入札参加資格廃止の変更申請を行ってください。												●
10	「物品等競争入札参加資格審査申請の提出書類一覧」に掲載する書類一式 注 入札参加資格者名簿に登録されている者が吸収合併により存続会社となる場合は、提出してください。												●
11	その他（営業資格・許可、代理店、特約店の証明書等） 注 営業種目を追加し、又は削除する場合は、提出してください。											○	

- 備考
- 1

入札参加資格者名簿の登録内容を変更する必要がある場合は、この表に掲載する提出書類の提出の要否を問わず、変更申請を行う必要があります。
- 2

変更事項欄について、「○」は法人・個人の別を問わず必須、「●」は法人の場合に必須であることを示しています。
- 3

提出書類は、電子データ（PDFファイル）で提出してください。
- 4

提出書類に記載された個人情報、競争入札参加資格審査の目的以外には使用しません。
- 5

提出書類の記載にあたっては、誤記や記載漏れがないように正確に記入してください。
- 6

提出書類の訂正は、二重線を引き、実印で訂正のうえ、その上段に記載してください。（修正液や修正テープは使用しないでください。）ただし、委任状（委任事項の抹消に関するものを除く。）、官公庁が発行する証明書の訂正は不可とします。
- 7

「実印」は、印鑑証明書で証明されている実印を押印してください。「印」は、使用印を押印してください。

年 間 委 任 状

年 月 日

香美市長 様

(委任者) 所 在 地

商 号 又 は 名 称

代 表 者 職 氏 名

実印

私は、
下記委任事項に関する権限を委任します。

を代理人と定め、

記

委任事項 (委任する事項の□欄に✓印を記載してください。)

- 1 ☐ 入札及び見積りに関する一切の件
- 2 ☐ 契約の締結、変更及び解除に関する一切の件
- 3 ☐ 支払金請求並びに受領に関する一切の件
- 4 ☐ その他契約締結に関する一切の権限
- 5 ☐ 復代理人選任及び解任の件

委任期間

令和 年 月 日 から

令和 10 年 3 月 31 日 まで

(受任者) 所 在 地

商 号 又 は 名 称

氏 名

印

使 用 印 鑑 届

下記のとおり、使用印鑑を届け出ます。

使用印	
【営業所の名称:	】

※競争入札及び見積りの参加並びに契約の締結、代金の請求等に使用する印鑑を押印してください。

香美市との取引上の権限を、営業所等に委任する場合は、受任者(代理人)の使用印鑑を押印し、印影の下に当該営業所の名称を記載してください。

下記申請者欄の印鑑と異なっても構いません。

法人の場合で、代表者印に商号が刻印されていない場合は、社印も押印してください。

年 月 日

香美市長 様

所在地 _____

商号又は名称 _____ 社印

代表者職氏名 _____ 実印

個人住民税特別徴収実施申告(誓約)書

年 月 日

香美市長

様

所在地

商号又は名称

代表者職氏名

印

※ ① 該当する□欄に、✓印を記載してください。

☐ 1 香美市において個人住民税の特別徴収を実施している場合

香美市において、個人住民税を特別徴収すべき従業員等(給与所得を得る役員等も含みます。)がおり、個人住民税の特別徴収を実施しています。

☐ 2 新規事業者等で、香美市において個人住民税の特別徴収を実施していない場合

新規事業者等のため、香美市から、今年度の特別徴収義務者として指定通知を受けていませんが、今後、特別徴収義務者に該当することになった場合には、遅滞なく特別徴収を実施することを誓約します。

☐ 3 香美市において個人住民税の特別徴収義務者ではない場合

(香美市において、個人住民税を特別徴収すべき従業員等がない場合)

現在は、香美市において、個人住民税を特別徴収すべき従業員等がいません。

もし、今後、特別徴収義務者に該当することになった場合には、遅滞なく特別徴収を実施することを誓約します。

上記のとおり、相違ありません。

また、この書類は、香美市税務担当部署へ提供されることについて同意します。

(表 面)

暴力団排除に関する誓約書及び照会承諾書

私は、自己又は自社の役員等が、香美市事業等からの暴力団の排除に関する規則（平成25年香美市規則第5号。以下「規則」という。）第4条各号のいずれにも該当する者ではないことを誓約します。

また、下記役員等名簿に記載した者が規則第4条各号のいずれにも該当する者ではないことを、警察署に照会することを承諾します。

年 月 日

香美市長

様

所在地

商号又は名称

代表者職氏名

印

記

役員等名簿

[illegible]

【備考】

氏名、生年月日等、この調書に記載されたすべての個人情報、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)及び香美市個人情報保護法施行条例(令和5年条例第2号)の規定に基づき取り扱うものとし、香美市が香美市事業等からの暴力団の排除に関する協定書に基づき実施する暴力団等の排除以外の目的には使用しません。また、香美市がこれらの情報をもとに警察署から取得した個人情報についても同様です。

【記入方法等】

1 この名簿には、次に該当する者を記載してください。なお、氏名は正確な(旧字等)字体で記載してください。

- (1) 株式会社、有限会社については、取締役(代表取締役を含む。)及び執行役(代表執行役を含む。)
- (2) 合名会社又は合同会社については、社員
- (3) 合資会社については、無限責任社員
- (4) 社団法人又は財団法人については、理事
- (5) 法人については、(1)から(4)までに掲げる者のほか経営若しくは運営に実質的に関与している者
- (6) 法人格を有しない団体については、代表者及び団体の規約において重要な意思決定に直接関与することとされる者
- (7) 個人については、その者
- (8) 次に該当する場合は、(1)から(7)に掲げる者のほか、次の者

ア 支配人を置く場合は、支配人

イ 支店長又は営業所長その他の者に契約事務を委任する場合は、支店長又は営業所長その他の者

ウ 香美市に事業所がある場合で、本店長、支店長その他いかなる名称を有する者であるか、又契約事務の委任等を受けた者であるかを問わず、事業所の業務を統括する者(当該者の権限を代行し得る地位にある者を含む。)

- (9) 当該法人が会社更生手続き又は民事再生手続き中である場合は、(1)から(8)までに掲げる者のほか、管財人

2 新たにこの名簿に記載すべき者が就任した場合は、遅滞なく本書を提出してください。

○香美市事業等からの暴力団の排除に関する規則(抜粋)
(排除措置の実施)

第4条 市長は、市の事業等の契約等の相手方又はその役員等について、次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、やむを得ない事由があると認められる場合を除き、排除措置を講ずるものとする。

- (1) 暴力団又は暴力団員等
- (2) 契約に係る業務又は補助金に係る事業(以下「業務等」という。)に関し、暴力団員等であることを知りながら当該者を使用し、又は雇用していると認められる者
- (3) 暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる法人等の役員である者
- (4) 自己、その属する法人等若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用していると認められる者
- (5) いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与していると認められる者
- (6) 業務等に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる事業者であることを知りながら、これを利用していると認められる者
- (7) 市の事業等に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる事業者であることを知りながら、これを利用していると認められる者
- (8) 前各号に掲げるもののほか、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者